

昭和37年 8月15日 37農経A第 5612号
改正 昭和38年 8月29日 38農経A第 6163号
改正 昭和39年 12月23日 39農経A第 10002号
改正 昭和40年 6月12日 40農経A第 4354号
改正 昭和40年 8月27日 40農経A第 6643号
改正 昭和41年 5月 6日 41農経A第 2741号
改正 昭和41年 7月23日 41農経A第 4812号
改正 昭和46年 11月29日 46農経A第 881号
改正 昭和48年 10月12日 48農経A第 1456号
改正 昭和49年 4月30日 49農経A第 685号
改正 昭和49年 10月21日 49農経A第 1601号
改正 昭和50年 10月27日 50農経A第 1325号
改正 昭和52年 10月 4日 52農経A第 1279号
改正 昭和53年 7月 5日 53 文 第 261号
改正 昭和53年 8月18日 53農経A第 1201号
改正 昭和54年 7月 6日 54農経A第 889号
改正 昭和54年 9月14日 54農経A第 1220号
改正 昭和55年 11月10日 55農経A第 1511号
改正 昭和56年 7月17日 56農経A第 941号
改正 昭和60年 9月13日 60農経A第 954号
改正 昭和61年 9月30日 61農経A第 946号
改正 昭和62年 10月23日 62農経A第 1079号
改正 昭和63年 11月22日 63農経A第 1103号
改正 平成元年 4月21日 元農経A第 408号
改正 平成 2年 11月15日 2農経A第 1225号
改正 平成 3年 11月19日 3農経A第 1234号
改正 平成 3年 12月20日 3農経A第 1365号
改正 平成 5年 9月10日 5農経A第 1106号
改正 平成 5年 11月10日 5農経A第 1286号
改正 平成 6年 11月24日 6農経A第 1346号
改正 平成10年 12月 2日 10農経A第 1372号
改正 平成11年 11月12日 11農経A第 1526号
改正 平成12年 3月31日 12農経A第 460号
改正 平成13年 1月 5日 12農経A第 1768号
改正 平成15年 6月30日 15 経営 第 1637号
改正 平成15年 10月29日 15 経営 第 3803号
改正 平成16年 11月10日 16 経営 第 4461号
改正 平成23年 4月15日 23 経営 第 128号
改正 平成23年 5月 2日 23 経営 第 241号
改正 令和 3年 3月26日 2 経営 第 3379号
改正 令和 4年 3月31日 3 経営 第 3158号

知 事 殿

農 林 事 務 次 官

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
に基づく金融措置について

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「法」という。）に基づく経営資金および事業資金の融通については、従来法の適用に関する政令が制定されたつどその具体的取扱について通知してきたが、下記事項については、昭和37年発生災害以降本通知によつて取り扱われることとされたので遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

1 資金の借入者

- (1) 経営資金にあつては、法第2条第1項の被害農業者、被害林業者及び被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）である（被害農業者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。）。

なお、同項の農業（林業又は漁業）を主な業務とする者とは、その者の農業（林業又は漁業）による所得が総所得の過半を占めるものをいう。

- (2) 事業資金にあつては、法第2条第3項の被害組合（以下「被害組合」という。）で、その事業運営資金にはなはだしい不足を生じているものとする。

2 被害の認定

- (1) 法第2条第1項の規定による市町村長の被害の認定は、別記様式第1号から第5号までの認定書によるなどして、適切に行う必要がある。
- (2) 法第2条第3項に規定する被害組合に該当するかどうかの判断は、別記様式第6号の認定書を参考のうえ、都道府県知事が、必要に応じて市町村長の意見を聞き、被害を認定することにより行うことが望ましい。
- (3) 被害の認定は、それが適正に行われるかどうか、この金融措置の実行上極めて重要であるから、十分留意するとともに、関係市町村に対しては特に適切な指導を行うようお願いする。

3 資金の使途

(1) 経営資金

法第2条第4項に規定するものであるが、この場合、農機具の購入資金とは、原則として、農機具の流失、滅失又は損壊等のためその再購入に必要な資金とし、家畜又は家きんの購入資金とは、家畜若しくは家きんが流失若しくはへい死した等のため必要とする再購入資金又は耕地等の被害が著しく次期農作物の植付けが不能若しくは遅延する等のためとりあえず家畜若しくは家きんを飼育して農業経営を維持するような場合の家畜若しくは家きんの購入資金とし、漁具の購入資金とは、漁具が流失し、滅失し、又は損壊した等の場合において、原則としてその復旧に必要な資金とし、漁船の建造又は取得に必要な資金とは、漁船の沈没、流失、滅失又は損壊等のためその建造又は取得に必要な資金とする。

なお、その他農林漁業経営に必要な資金には、労賃、水利費（土地改良区の土地改良施設の維持管理費として賦課されるものを含む。）、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済又は漁業共済に係る共済掛金の支払い、簡易な施設が損壊した等の場合においてその復旧のために必要となる資材の購入代金の支払い、既に経営資金の貸付けを受けている被害農林漁業者が再び天災による被害を受け、当該天災により被害を受けた農林水産物の販売代金によつて償還を予定していた当該年の経営資金の償還に必要な資金等を含むものとする。

(2) 事業資金

被害組合が所有し、又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在

庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金等とする。

4 資金の貸付けの時期及び償還の方法

(1) 資金の貸付けに当たっては、被害農林漁業者又は被害組合が真に資金を必要とする時期を選んで行うこととし、事務手続等に時日を要し、これがため資金効率の低減を招来するようなことはもちろん、資金所要期以前に貸出したため預金等に長期に歩留ること等のないよう指導をお願いする。

(2) 資金の償還は、原則として各年元本均等償還とするが、償還期日は、借入者の便宜をはかり、生産物販売代金の受領期等償還の容易な時期を選ぶことが望ましい。

5 利子補給費の補助

利率が年3分以内に定められている経営資金については、地方公共団体の利子補給実行額の100分の65に相当する額、利率が年5分5厘以内に定められている経営資金及び利率が年6分5厘以内に定められている経営資金並びに事業資金については、地方公共団体の利子補給実行額の100分の50に相当する額とする。ただし、融資残高（遅滞額を除く。）につき、経営資金については、法第2条第4項の組合又は金融機関の一般貸付金利をA欄と想定し、これと当該資金の貸付金利との差の100分の65又は100分の50に相当するB欄の割合、事業資金については、法第2条第8項の連合会又は金融機関の一般貸付金利をC欄と想定し、これと当該資金の貸付金利との差の100分の50に相当するD欄の割合で計算した額を限度とする。

	経営資金				事業資金	
	一般貸付 金利(A)	貸付金利(B)			一般貸付 金利(C)	貸付金利 (D)
		3.0%以内	5.5%以内	6.5%以内		
	年%	年%	年%	年%	年%	
平成16年8月17日 から9月8日までの間の天災	3.05	1.4625	1.125	1.125	—	—
平成23年東北地方 太平洋沖地震	2.85	1.365	1.05	1.05	2.00	0.625

		1.8525	1.425	1.425		1.00
--	--	--------	-------	-------	--	------

(注)平成23年東北地方太平洋沖地震の項の貸付金利（B）及び（D）の欄の下段に掲げる金利は、平成23年5月2日から平成24年4月30日までの間に貸し付けられた資金のうち、融資総額1,000億円までの部分につき適用する。

6 特別被害地域の指定について

(1) 法第2条第5項各号の農林水産大臣の同意については、その区域内のかなりの数の農林漁業者がおしなべて著しい被害を受けている場合に行うものとし、その基準は次のとおりである。

ア 法第2条第5項第1号の区域にあつては、当該区域内における特別被害農業者の数が原則10（ただし、開拓者については5）以上であること

イ 法第2条第5項第2号の区域にあつては、当該区域内における特別被害林業者の数が原則5以上であること

ウ 法第2条第5項第3号の区域にあつては、当該区域内における特別被害漁業者の数が原則5以上であること

(2) 都道府県知事が特別被害地域の指定につき農林水産大臣に協議しその同意を得る場合には、別記様式第7号による指定協議書により行う。

7 報告及び検査

都道府県知事は、融資が適切に行われているかどうか知るために、経営資金又は事業資金を貸し付けた融資機関から報告を徴し、又は立入検査を行った場合は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法施行令（平成6年政令第365号）第12条第2項に基づき、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法施行規則（平成12年農林水産省令第27号）に定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

8 その他

(1) 上記の検査の結果、関係法令若しくはこれに基づく通知に違反し、又は貸付けが著しく不当と認められたときは、農林水産大臣は、法第6条又は補助

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の返還を求めることがある。

- (2) 地方公共団体と融資機関との間で締結される利子補給契約及び損失補償契約の取扱等については、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金の融通にかかる利子補給及び損失補償契約の締結について（33農経局第144号農林経済局長通知）による。

なお、これらの契約締結についての市町村議会の議決は、早期になされるよう指導をお願いする。

- (3) 都道府県知事は、(2)の契約締結の際(1)に定める国の措置があった場合に対処する措置をあらかじめ講じておく等事後に問題を残すことのないよう留意するとともに、市町村及び融資機関に対してこの旨指導をお願いする。

- (4) 既往の融資についての会計検査院及び農林水産省の検査の結果、この資金が法令に規定する用途以外に使用され又は定期預金として積み立てられる等違法若しくは不当と認められる事例が相当多く見受けられたが、被害農林漁業者又は被害組合に対する貸付けに当たっては、努めて当該資金を一度その者の別段預金に振り替え、必要の都度その用途を確認の上使用させることとし、特に現金払出しの必要がある場合は、用途の確認方法について十分留意する等借入者のため有効かつ適正な融資が行われるよう指導をお願いする。

- (5) 経営資金又は事業資金を借り入れて災害復旧を行う者が、当該災害復旧に係る補助金の交付を受けた場合、すみやかに、その補助金相当額を繰上償還させるよう指導をお願いする。

附 則 （令和4年3月31日3経営第3158号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。ただし、1の(1)の規定の改正に係る部分については、令和4年6月1日から施行する。

別記
様式1

災害名

 についての農業被害認定書

農業者 住所
氏名 (又は名称及び代表者の氏名)

イ 果樹栽培の有無 有 無

ロ 減収被害

被害農作物名 又は被害畜産 物名	作付反別 又は飼育 頭羽数	反当収量 又は1頭 (1羽)当 り収量	左の作付反別 (飼育頭数)に よる平年収量 (A)	標記天災に よる減収量 (B)	標記天災に よる減収率 (B)/(A)	単 価 (C)	標記天災による 減収金額 (損失額) = (B) × (C)	年間農業 粗 収 益 (E) ※	(D)/(E)
1									
2									
3									
⋮									
⋮							合計 (D)		

ハ 樹体被害

果樹、茶樹又は 桑樹の品種名又 は仕立法	樹 令	栽培面積 (F)	樹体評価標 準表による 単価 (G)	被害時の樹体 価額 (H) = (F) × (G)	標記天災 による樹 体損失率 (J)	標記天災 による 被害面積 (K)	標記天災による 損失額 (L) = (G) × (J) × (K)	(M)/(I)	(D) + (M)
【記載例】 りんご(紅玉)	年 30	a 50	円 27,300	円 136,500	% [80 50	a 30 20	円 65,520 27,300	0.5	/
〃(デリシャス)	15	30	117,300	351,900	[50 30	20 10 35,190			
		合計 80		合計 488,400 (I)			合計 245,310 (M)		

災害名

による頭書農業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

- (注) 1. 「ロ 減収被害」の桑については、それぞれ通常収納しうると見込まれる繭の収量で算出すること。
2. 畜産物の減収量及び損失額とは、牛乳、鶏卵等の生産を目的として飼養される乳牛、採卵鶏等の被害については、牛乳、鶏卵等の減収及び損失とし、肉の生産を目的として飼養される肉牛、肉鶏等の被害については、生体そのものの価額とすること。
3. 「ハ 樹体被害」の果樹、茶樹又は桑樹の2以上が樹体被害を受けた場合は、果樹、茶樹又は桑樹の別に区分してそれぞれ合計すること。
なお、樹体被害の認定については、別紙を参考とされたい。
4. 被害認定書には、年間農業粗収益の内容及び農地利用状況を示す下記明細書を添附すること。

作物（果樹、茶樹又は桑樹を含む。）名及び畜産物名	作付反別又は飼育頭羽数	反当収量又は1頭（1羽）当り収量	平年収量	単価	粗収益
	経営耕地面積				合計 (E)※

5. 法第2条第4項第1号の政令で定める法人の場合にあつては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

農業の種類	構成員数	関係世帯数	常時従事者数	設立年月日	業務内容	資本金

別 紙

樹体被害の認定について

1. 樹体被害認定の基本的な手順

- (1) 樹体被害の認定は、果樹、茶樹又は桑樹の別に行う。
- (2) 被害程度の異なる面積ごとに（損失率別に）品種別又は仕立法別の樹令別面積を測定し、それぞれの面積に2の樹体評価額を乗じて樹体価額を算定し、これにその面積ごとの平均樹体損失率を乗じて樹体損失額を算出する。
- (3) 農業者ごとに（2）の樹体損失額を合計して、農業者ごとの果樹、茶樹又は桑樹別の総樹体損失額を算定する。
- (4) 農業者ごとにその栽培する果樹、茶樹又は桑樹別の総樹体価額を算出し、（3）の総樹体損失額をその総樹体価額で除して、農業者ごとの果樹、茶樹又は桑樹別の被害率を算定する。
- (5)（4）の被害率により被害農業者又は特別被害農業者に該当するか否かを判断する。

2 被害時における樹体価額の評価

被害時における果樹、茶樹又は桑樹の樹体評価については、「農畜産業用固定資産評価標準」（農林水産省大臣官房統計部）の育成価を基準として、品種又は仕立法別に、未成木、成木のそれぞれにつき次のように評価する。

ア 未成木の評価額＝被害時の育成年数に対応する育成価

イ 成木の評価額＝成園育成価－成木期間における被害時までの償却額

ただし、成園育成価の20%を下回る額となる場合は、成園育成価の20%に相当する額を成木の評価額とする。

3 樹体損失率の判定

- (1) 枝幹の裂折損又は枯死による被害

樹体損失率＝枝幹の裂折損部分又は枯死部分の樹冠容積に占める割合

- (2) 落葉による被害

樹体損失率＝通常の着葉状態に対する落葉率－10%

ただし、落葉果樹の落葉については、通常の状態における落葉開始時の前15日の間に被災した場合は樹体被害とはしない。

(3) 落葉を伴う枝幹の被害

樹体損失率＝枝幹の裂折損部分又は枯死部分の樹冠容積に占める割合＋枝幹の裂折損部分又は枯死部分以外の部分の樹冠容積に占める割合×（当該部分の通常の着葉状態に対する落葉率－10％）

(4) 樹体流失による被害

樹体損失率＝100％

なお、桑樹の落葉及び収穫期の枝条の折損並びに茶樹の新梢の損傷は農作物の減収として取扱うこととし、樹体被害には含めない。

4 総樹体損失額の算定

品種別又は仕立法別の被害程度の異なる樹齢別面積ごとに、樹体評価額×その平均樹体損失率×被害面積＝損失額を算定し、1農業者に係るその合計額をその者の樹体被害による総樹体損失額とする。

5 被害率の算定

品種別又は仕立法別の樹齢別面積ごとに樹体評価額を算定し、1農業者に係るその合計額をその者の総樹体評価額とし、これをもって前記4の総樹体損失額を除いたものを被害率とする。

様式2

災 害 名 についての林業被害認定書（林産物の場合）

林 業 者 住 所
 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）

林 産 物 名	被害内容	標記天災による損失量 (A)	単 価 (B)	損 失 額 (A)×(B)	平年の生産量 (D)	年間林業粗収益 (B)×(D)	(C)/(E)
1					1		%
2					2		
3					3		
⋮					⋮		
⋮				合計 (C)	⋮	合計 (E)	

災 害 名 による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

- (注) 1. 「林産物名」欄には、被害林業者としての年間林業粗収益を算出するため、被害を受けない林産物のある場合にもその林産物について記入し、以下必要事項について記入すること。
2. 「被害内容」欄には、林産物の減収、流失等を具体的に記載すること。
3. 「平年の生産量」欄には、林産物の種類別にその生産量を記載すること。
4. 法第2条第4項第1号の政令で定める法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

林 業 の 種 類	構 成 員 数	常 時 従 事 者 数	設 立 年 月 日	業 務 内 容	資 本 金

様式3

災 害 名

 についての林業被害認定書（施設の場合）

林 業 者 住 所
氏 名（又は名称及び代表者の氏名）

被害林業施設名	施設 の 価 額 (A)	標記天災による損失量 (B)	被 害 率 (B) / (A)	被 害 の 態 様
1. 炭 が ま 2. しいたけほだ木 3. 樹苗育成施設 合 計				

災 害 名

 による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

- (注) 1. 「施設の価額」欄には、被害の直前における施設の評価額を記入すること。
 2. 「被害の態様」欄には、流失、損壊等の被害状況を記入すること。
 3. 法第2条第4項第1号の政令で定める法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添付すること。

林業の種類	構 成 員 数	常時従事者数	設 立 年 月 日	業 務 内 容	資 本 金

様式 4

災 害 名 についての漁業被害認定書（水産物の場合）

漁 業 者 住 所
 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）

水 産 物 名	被害内容	標記天災による損失量 (A)	単 価 (B)	損 失 額 (A)×(B)	平年の生産量 (D)	年間漁業粗収益 (B)×(D)	(C)／(E)
							%
				合計 (C)		合計 (E)	

災 害 名 による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

- (注) 1. 「水産物名」欄には、被害漁業者としての年間漁業粗収益を算出するため被害を受けない林産物のある場合にもその水産物について記入し、以下必要事項について記入すること。ただし、海面漁業を主として営む者については海面漁業収入のみを、また養殖漁業を主として営む者については養殖漁業収入のみを記入するにとどめて差し支えない。損失量についても同様である。
2. 「被害内容」欄には、水産物の減収、流失等を具体的に記載すること。
3. 「平年の生産量」欄には、水産物の種類別にその生産量を記載すること。
4. 法第2条第4項第1号の政令で定める法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添附すること。

漁 業 の 種 類	構 成 員 数	常時従事者数	使 用 漁 船 の 合 計 ト ン 数	設 立 年 月 日	業 務 内 容	資 本 金

様式5

災 害 名 についての漁業被害認定書（施設の場合）

漁 業 者 住 所
 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）

被害漁業施設名	施設の種類	施設の価額 (A)	標記天災による 被害金額 (B)	被害率 (B)/(A) %	被害の態様
養殖施設 漁具 漁船					

災 害 名 による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

- (注) 1. 漁具及び漁船については、被害漁業者が主として営む漁業（海面漁業又は養殖漁業）に主として使用するものに限ること。
 2. 「施設の価額」欄には、被害の直前における施設の評価額を記入すること。
 3. 「被害の態様」欄には、沈没、流失、滅失、損壊等の被害状況を記入すること。
 4. 法第2条第4項第1号の政令で定める法人の場合にあっては、被害認定書に下記の法人明細書を添附すること。

漁業の種類	構成員数	常時従事者数	使用漁船の 合計トン数	設立年月日	業 務 内 容	資 本 金

様式6

災害名 についての組合被害認定書

被害組合 住所
組合名

被害品名		被害数量	単価	被害金額	被害の態様
購買品	小計				
販売品	小計				
製及仕掛品 品び品	小計				
合計					

災害名 による頭書被害組合の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

知 事 氏 名

様式7

番 号
年 月 日

特別被害地域指定協議書

農 林 水 産 大 臣 殿

知 事 名

災 害 名

による被害農林漁業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域につき，天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第5項及び

政 令 名

第〇条の規定に基づき，下記のとおり指定したいので同意を得たく，別紙資料を添えて協議する。

記

区 分		新 市 町 村 名	旧 市 町 村 名 (又は開拓地区名)	大 字 名
農 業 関 係	一 般 農 業 者			
	開 拓 者			
林 業 関 係				
漁 業 関 係				

別紙資料 1

農 業 関 係

新市町 村 名	旧市町 村 名 (又は 開拓地 区名)	大字名 (大字で 指定す る場合 のみ)	種類別主 要農作物 又は家畜 畜産物名 (年間) (A)	総作付面 積及び家 畜, 家さ ん飼養頭 羽数 (B)	平年 年間 収量 (C)	平年年 間収入 額(被 害時価 額) (D)	総被 害面 積 (E)	30%以 上50% 未満の 被害面 積 (F)	50%以 上の被 害面積 (G)	被害 金額 (H)	(H) (D) (I)	農業 者数 (J)	被害 農業 者数 (K)	法適用 被害農 業者数 (L)	5.5%以 内適用 被害農 業者(特 別被害 農業者 を除く。) 数 (M)	特別 被害農 業者数 (N)	(L) (J) (O)	(N) (L) (P)
			:	ha		千円	ha	ha	ha	千円	%						%	%
			[農作物 小計]															
			:															
			[樹体 小計]															
			計															
特別被害地域の 合計 (I)																		
特別被害地域以外 の合計 (II)																		
総計 (I)+(II)																		

- (注) 1 開拓者について開拓地区により指定するときは、開拓者分として別個に作成し、旧市町村欄に開拓地区名を記入し、開拓農協名を附記すること。
 なお、一般農業者とあわせて指定するときは、地域ごとの計の下に開拓者分として各項目につき内数を () 書きとすること。
 2 (A), (B), (C) 及び(D)欄には、当該地域で被害を受けなかった農作物等についても記入する。また、樹体被害については、被害を受けた果樹、茶樹又は桑樹について果樹、茶樹は品種別、桑樹は仕立法別に記入する。
 3 (J)欄以降には、法第2条第1項の農業を主な業務とする者を記入する。この場合、計欄には実数(延数ではない)を記入する。また、政令で定めた法人については、○-○のように記入し、前者には法人数を、後者にはその構成員数を記入する。
 4 特別被害地域を明示する地図を添付する。

資料2

林 業 関 係

新市町 村名	旧市町 村名	大字名	区域内の林産物又は林業施設			当該天災による損失		(E) (C)	林業 者数 (G)	被害 林業 者数 (H)	法適 用被 害林 業者 数 (I)	5.5%以内適用 被害林業者（特 別被害林業者を 除く。）数 (J)	特別 被害 林業 者数 (K)	(I) (G)	(K) (I)
			林産物又は被害林 業施設名 (A)	数 量 (B)	平年年間収 入額又は被 害時価額 (C)	数 量 (D)	金 額 (E)							(F)	(L)
			:		千円		千円	%	/	/	/	/	/	%	%
			[林 産 物]												
			:						/	/	/	/	/	/	/
			[林 業 施 設]												
			計												
特別被害地域の 合計 (I)															
特別被害地域以外 の合計 (II)			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
総 計 (I)+(II)			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- (注) 1 農業関係の(注)に準ずること。
 2 林業施設名は、当該天災により被害を受けたものについて記入する。

資料3

漁 業 関 係

新市町 村名	旧市町 村名	大字名	区域内の水産物又は漁業施設			当該天災による損失		(E) (C)	漁業 者数 (G)	被害 漁業 者数 (H)	法適 用被 害漁 業者 数 (I)	5.5%以内適用 被害漁業者（特 別被害漁業者を 除く。）数 (J)	特別 被害 漁業 者数 (K)	(I) (G)	(K) (I)
			養殖漁業の種類 又は被害漁船、 漁具 (A)	数 量 (B)	平年年間収 入額又は被 害時価額 (C)	数 量 (D)	金 額 (E)								
			のり	のりひび	千円		千円	%						%	%
			養殖	・											
			真珠 養殖	母 貝											
				施 術 貝											
				筏											
			〇〇養殖	・											
			(養殖漁業小計)												
			漁 船	5トン未満											
				5トン以上											
			漁 具	定 置 網											
				刺網・建網											
				えり・やな											
			(施設小計)												
			計												
特別被害地域の 合計 (I)															
特別被害地域以外 の合計 (II)															
総 計 (I)+(II)															

- (注) 1 農業関係の(注)に準ずること。
 2 漁業施設については、当該天災により被害を受けたものについて記入する。